

平成 30 年 6 月 19 日

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による
災害に対する金融上の措置について

丸三証券株式会社

このたび平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客様に対し、下記の通り可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援をさせていただきます。

記

- ・ お届印を紛失されたお客様に対する可能な限りの便宜措置
- ・ お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払のお申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

※災害救助法適用市町村

【大阪府】 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、
寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

なお、詳細につきましては、お取引店もしくはお客様相談室（フリーダイヤル：0120-03-1319、平日：9:00-17:00）までお問い合わせください。

以上